

1. 事業計画の基本方針

我が国の農業を取り巻く環境は、担い手不足や高齢化による生産基盤の脆弱化、農業生産物の価格低迷、輸入農産物との競争の激化、円安による資材価格の高騰など依然として厳しい状況にあります。さらに、米国を除く 11 カ国による T P P 11（環太平洋戦略的経済連携協定）が昨年 12 月に、E U（欧州連合）との E P A（経済連携協定）が今年の 2 月に相次いで発効し、併せて日米関税交渉（T A G）が始まりました。また、近年の農業災害は東日本大震災、台風被害や局地的な豪雨・豪雪などの異常気象および口蹄疫をはじめとする家畜伝染病の発生など想定外で甚大なものが頻発する傾向にあります。

このように、自然災害の頻発や農業経営を取巻く環境が厳しさを増すなか、一昨年法律改正により「農業災害補償法」はその名称も「農業保険法」に改められ、農業共済制度と収入保険制度の二つを担うことになりました。農業共済制度は農業災害対策の基幹的の制度として、幾多の災害に対し、その機能を十分に発揮してまいりましたが、頻発する自然災害に対するセーフティネットとしてその役割は、ますます重要となってきました。平成 31 年から農作物共済の当然加入制の廃止など大幅に見直されましたが、今後とも農業災害対策の基幹的かつ重要な役割を担う制度として期待をされるよう、制度の改善に向け要請をしております。また、収入保険制度については基幹組合員と J A はじめ関係機関の協力を得ながら推進に努め、平成 31 年 1 月からスタートいたしました。このような情勢を踏まえ、今後とも両制度の積極的推進により無保険者をなくし「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を支える農業災害対策の位置づけを堅持するとともに、農業諸施策と連携しながら制度の一層の機能発揮に努めてまいります。

組合の財務環境は、金利の低迷および国事務費負担金が平成 22 年度から大きく減額されるなど厳しい状況ではありますが、農家サービスの維持・向上を図るため業務の集約などの効率化により経費節減を図り、収入保険制度への対応を含め継続的な事業展開ができるよう、健全な組合運営に努めてまいります。

以上の現状認識を踏まえ、平成 31 年度の事業計画を策定いたしましたので、組合員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(1) 補償機能の維持および拡大

未加入者の完全把握と改正制度の説明・普及定着を図り、引受向上を目指した引受計画の完遂と共済金額の適正確保

(2) 農業共済事業の適正・円滑実施

定款・事業規程・要領等に基づく的確な処理と、関係機関・団体との情報交換・連携および協力関係の強化

(3) 「備えあれば憂いなし」の農業生産体制の構築

農業共済制度と収入保険制度への積極的加入推進

(4) 家畜診療所の安定経営

家畜共済勘定から家畜診療所勘定の分離に係り、更なる事故低減と家畜診療業務の効率化による家畜診療所の経営の安定化

(5) 損害防止事業の効果的実施

効果的な損防事業（防除等機械の貸付、家畜特損・一般損防、牛群検診事業、家畜群疾病管理事業等）を関係機関・団体と連携のもとに推進

(6) コンプライアンス（法令等遵守）態勢の実践

コンプライアンス・マニュアル（実践手引書）、アクション・プログラム（実践計画）、チェックリスト（事務確認書）に基づく、内部牽制機能の強化

(7) 職員研修体制の強化

職員教育・研修要領に基づく、講習・研修会の開催

(1) 総務関係

① 総代会の開催

- (ア) 通常総代会：令和元年5月下旬に開催し、平成30年度事業・決算報告、平成31年度事業・予算計画について承認を求めるといたします。
- (イ) 臨時総代会：必要に応じて開催することといたします。

② 理事会・監事会の開催

- (ア) 理事会：理事会運営規則の定めにより、事業の円滑な推進と予算の適正執行を図るため適宜に開催するとともに、総務・事業の各委員会において、事業執行に関する具体的方策等について充分協議検討を重ね組合運営の健全化に努めます。また、国の指導に基づく、北海道1組合化に向けた協議・検討を行ってまいります。

余裕金運用管理委員会においては、的確な金融情報の収集を行い、十分な審議検討を重ね各積立金・引当金等の安全かつ適正な運用管理に努めます。

中長期計画推進委員会においては、補償機能の充実および事業運営の一層の効率化に向けた組織体制のあり方について、協議してまいります。

- (イ) 監事会：平成31年度の監査方針・監査計画・監査要領等を協議するほか、監査の都度開催することを基本とし、監事監査規則に基づく効率的な監査体制確立に努めます。

また、監査は4月に決算監査、10月に中間監査を行うほか、現地での棚卸監査をはじめ必要に応じて臨時監査を行います。

③ 事務・執行体制

- (ア) 平成31年度の業務執行方針および職制規則に基づき、毎週定例部課長会議を持つほか、事業所長会議等を開催し、参事を中心とした各部における業務内容の把握と意志疎通を図るとともに、新たに始まりました収入保険制度に対応し得る業務体制の確立に努めます。

なお、事業所長は理事会にも同席し、理事会決定事項を充分認識したうえで6事業所体制の下、的確な業務が執行できるよう努めます。

- (イ) 国の指導に基づき独立した「内部監査室」を設置し、コンプライアンス態勢の充実・強化を図ります。

④ 事業推進体制

平成30年度から実施されております全国運動『「安心の未来」拡充運動』に呼応し、生産現場に積極的に出向きNOSA Iの安心ネットを広げ、農業共済制度と収入保険制度の運用を通じ、組合員および農業者の経営と生産の支援に総力を挙げてその機能を発揮するよう取り組みます。

また、組合の事業計画等にご理解とご協力を願うため地域の実情および要望に合わせ地区別懇談会を開催するほか、総代協議会・NOSA I部長会議を開催し、幅広いご意見等を拝聴して実効のあがる事業推進を図ります。

⑤ 関係機関との協力関係

地域農業の発展と農業共済事業の円滑な推進および収入保険制度に係る有資格農業者の完全把握ができるように、各関係機関・団体との連携を図り、相互協力体制の確立に努めます。

⑥ 固定資産の取得・更新計画

固定資産の取得ならびに更新にあたっては、将来的な見通しと資産の有効利用を充分考慮するとともに、組合の中長期計画に基づき池田家畜診療所を平成 31 年度に現敷地内において建設し、浦幌家畜診療所については現在借地であるため移転のうえ建てかえることとし、令和 2 年度に建設用地を取得後、令和 3 年度に建設することとします。また、職員住宅整備計画により、平成 31 年度は西部事業所管内に職員住宅を建設してまいります。

⑦ 各種講習・研修会の開催計画

職員の講習・研修会については、職員教育・研修要領に基づき計画的に開催するとともに北海道 N O S A I が開催する講習・研修会も受講させ、事業・組織運営の活性化に貢献できる人材を育成します。

また、役員についても組合主催および北海道 N O S A I 開催の講習・研修会等に参加し、研鑽に努めます。

⑧ 広報活動

組合の身近な情報紙として広報「とかち」を年 6 回発行するほか、N O S A I 唯一の機関紙であります農業共済新聞についても、購読助成を行い普及拡大に努めます。

また、ホームページについては、組織案内・技術情報・各事業実績等を掲載し、より一層の内容充実を図ります。

⑨ 接点強化

(ア) N O S A I 勉強会については、農業共済制度および収入保険制度の仕組み、家畜事故防止等幅広くご理解をいただくことと併せ、組合に対するご要望等忌憚のないご意見を拝聴する機会として捉え積極的に出向きます。

(イ) 地域の親睦行事等にも協賛・後援等により積極的に参画するほか、事業所独自の行事開催など組合員ならびにその家族との接点強化に努めます。

(2) 農 作 関 係

① 農作物共済の引受推進方策（地区別引受計画は付属資料のとおり）

水稲・麦においては、任意加入制移行に伴い制度の理解を求め、関係機関ならびに基幹組合員の協力を得て全ての作付耕地および面積を掌握し、収入保険と併せ提案型の加入推進に努めます。

② 畑作物共済の引受推進方策（地区別引受計画は付属資料のとおり）

平成31年産から雑豆（小豆・いんげん）の全相殺引受方式（出荷量による引受、損害評価を行います。条件として青色申告者で共同出荷団体に全量出荷する者）導入に伴い地区別懇談会や集落会合等へ出向く「NOSA I勉強会」など、機会を捉えて制度の普及と理解を求めながら、関係機関とNOSA I部長を中心とした基幹組合員の協力を得て引受推進を図り、継続加入者の完全確保と未加入者に対する引受推進に努めます。

また、共済金額および補償割合の個人選択については補償の充実を期するため、最高金額・最高割合での加入を推進します。

③ 園芸施設共済引受推進方策（地区別引受計画は付属資料のとおり）

制度の普及に努め、有資格棟数を調査把握して戸別訪問などにより、継続加入者の完全確保と未加入者に対する引受推進に努めます。

④ 危険段階別基準共済掛金率について（農作物・畑作物・園芸施設共済共通）

一般の制度改正に併せ、危険段階別共済掛金率の設定内容を見直し（農林水産省より指示）、無事戻し廃止に併せて低被害率組合員の掛金負担低減化を図り、危険指数（最高位と最低位の格差）は10倍とします。

⑤ 損 害 評 価

一般の制度改正に併せ、次のとおり半相殺方式の損害評価方法が一部変更となります。

共済目的ごとに農業者が被害申告をする場合は、当該年産の見込収穫量（又は単収）を併せて申告することが必要となります。また、水稲・麦・大豆において被害申告筆数が4筆以上ある場合、組合は抜取調査を行い修正率を用いて損害評価を実施するため、全ての耕地を現地調査することは廃止となります。なお、小豆・いんげんに係る対応については現在検討中です。

(ア) 損害評価の適正方策

- ・NOSA I部長の協力を得て期限どおりの適正な被害申告を推進します。
- ・地区評価員・損害調査員の主体的な協力を得て適正調査を実施します。

【全相殺引受方式】

- ・出荷量調査に係り、収穫前・収穫後の見回り調査を行的確な農・畑作物共済の損害評価に努めます。

【半相殺引受方式】

- ・熟期ごとに一斉圃場調査を実施します。
- ・損害評価地区ごとを基本に、効率的な損害調査に努めます。
- ・豆類の乾燥脱穀調製作業の合理化に努め、効率的に連合会抜取調査を受検します。

【園芸施設共済】

- ・迅速な損害調査に努めます。

(イ) 損害評価会運営方策

損害評価会 = 共済事業に係る損害防止および認定に係る重要事項について審議し、円滑な運営を図ります。

(ウ) 地区評価員・損害調査員の運用方策

地区評価員 = 地区内損害評価の効率的な実施と精度の向上に努めます。

損害調査員 = 地区内の被害状況を的確に把握し、悉皆調査の迅速・適正化に努めます。

⑥ 損害防止事業

(ア) 防除等機械の貸付事業

- ・病虫害等による損害を防止するためなどの農業機械の貸付を行います。

(イ) 関係機関との協力

- ・鳥獣害被害を防止するために、関係機関・団体との連携・協力関係をさらに図り、被害情報の提供を行います。

(農・畑作物共済損害防止事業実施計画)

実施項目	実施時期	対象台数・対象者等	重点事項	経費概算
防除等機械貸付事業	令和元年 5月	組合 9台 共同利用組織 9	病虫害防除対策などのために防除等機械を、共同利用組織に貸付する。	44,225 千円
	令和2年 2月	連合会 3台 共同利用組織 3		—

(3) 家畜関係

① 家畜共済事業の運営方策（地区別引受計画は付属資料のとおり）

- (ア) 新しい制度の普及啓蒙を図り、引受計画の達成に努めます。
 - (イ) 補償の充実を図り、適正な引受に努めます。
 - (ウ) 家畜共済掛金の一括納入を推進し、納入率の向上と定着を目指します。
 - ・一括納入者には「家畜共済掛金一括納入報奨金交付要領」に基づき、報奨金を交付します。
 - ・分納者の個人保証については加入申込時に印鑑証明書および所得証明書等の添付を求めます。
- なお、個人保証人には後日、保証内容をお知らせします。
- (エ) 家畜の評価については評価基準に基づき、適正評価を行います。
 - (オ) 家畜共済事業の適切な運営のため、牛の異動は牛トレサ法に基づき出生、転入、転出および死亡の速やかな届出（届出の代行をJA等に依頼している場合は代行依頼先に届出が行われたことを確認）を、馬および豚の異動は現行どおりNOSA Iへの報告を組合員等に周知し、的確に異動状況を把握して効率的な業務遂行に努めます。

② 家畜診療所の運営方策

- (ア) 組合員とのコミュニケーションを図り、インフォームド・コンセント（十分な説明と納得に基づく診療）を実践し、最善の獣医療提供に努めます。
- (イ) 定期的に診療センター・診療所内会議を開催し、意思の疎通、連携を図り、的確に業務を遂行します。
- (ウ) 診療センター長を中心とした広域診療圏体制を充実し、効率的な診療体制を図るとともに、診療技術の高位平準化に努めます。
- (エ) 各種研修・講習会に参加し、広く新技術の習得・伝達を行うとともに、牛の改良にも積極的に取り組みます。
- (オ) 関係機関との連携・協力体制を強化するとともに、伝染性疾患等に対し迅速・的確に対応します。
- (カ) 家畜共済勘定から家畜診療所勘定の分離に係り、業務の効率化を図りながら安定した診療所経営に努めます。

（診療所の付帯事業）

実施項目	実施時期	対象頭数	重点事項	経費概算
家畜人工授精事業	年間	49,638 頭	家畜人工授精業務	497,400 千円
家畜防疫事業	年間	329,665 頭	ヨーネ病、馬伝貧等の伝染病	32,841 千円
合計				530,241 千円

③ 損害防止事業の実施方策

- (ア) 牛群検診および搾乳衛生管理支援を JA・普及センター等と協力して進めます。
- (イ) 牛の感染症対策として、伝染性乳房炎、牛サルモネラ感染症、牛白血病、牛ウイルス性下痢・粘膜病の蔓延防止対策を行うとともに、検査料等を一部助成します。
- (ウ) 繁殖障害対策として、卵巣疾患の初回処置を一般損防で行い、技術料等を一部助成します。
- (エ) 診療所長等会議などで家畜診療等の情報分析を行い、事故の未然防止に努めます。

(家畜共済損害防止事業)

実施項目	実施時期	対象戸数頭数	重点事項	経費概算
特定損害防止事業	6月～12月	31,580 頭	乳牛・肉用牛等の潜在性疾患	85,266 千円
一般損害防止事業	年間	110 戸	牛群の健康診断事業	21,073 千円
		329,665 頭	多発疾病予防、各種検査指導	238,379 千円
合計				344,718 千円